



地震への備えは大丈夫ですか？

地震保険に入っているのと、入っていないのでは、いざというとき大きな違いがあることをご存知ですか？



地震による損害は、「火災保険」だけでは補償されません。

「地震大国」とも呼ばれる日本において、避けることのできない地震等のリスク。あなたのお住まいは、地震等による損害に対して備えていますか？

(注) 地震保険は単独で加入することはできず、必ず火災保険とセットでの加入となります。



「地震保険」の概要については裏面をご覧ください。

地震保険の補償概要

火災保険だけでは補償されない、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。



地震による損壊



地震による火災



津波による流失



噴火による埋没



地震保険を契約いただいている場合は、地震等(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます)損害や、火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害については保険金をお支払いできません*。

*地震火災費用保険金はお支払い対象となる場合があります。

保険の対象

地震保険の対象は、「**居住用建物**」および「**家財**」です。



家財の補償も
お忘れなく!



保険金額の設定

地震保険の保険金額は、セットで契約いただく**火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内**で設定ください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

保険金のお支払

損害の程度によって、地震保険の保険金額の**100%、60%、30%、5%**をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金
全損のとき	地震保険金額の 100% (時価額*が限度)
大半損のとき	地震保険金額の 60% (時価額*の60%が限度)
小半損のとき	地震保険金額の 30% (時価額*の30%が限度)
一部損のとき	地震保険金額の 5% (時価額*の5%が限度)

(注) 右表の損害に至らない場合には、保険金をお支払いできません。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。

*再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。

保険料

- 地震保険の保険料は、「**建物の構造**」「**所在地(都道府県)**」などにより異なります。
- 地震保険には、建物の**免震・耐震性能**等に応じて、以下のいずれかの**割引**が適用される場合があります。

①免震建築物割引

割引率 **50%**

②耐震等級割引

割引率
耐震等級3 **50%**
耐震等級2 **30%**
耐震等級1 **10%**

③建築年割引

割引率 **10%**

④耐震診断割引

割引率 **10%**

(注1) 上記の4つの割引は重複して適用することはできません。

(注2) 割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。詳しくは代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

●このチラシは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「**タフ・住まいの保険(家庭総合保険)**」等のパンフレットおよび「**重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明**」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「**ご契約のしおり(普通保険約款・特約)**」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
(カスタマーセンター) TEL:0120-101-101 (無料)
電話受付時間 平日:9:00~19:00 土・日・祝日:9:00~17:00
(年末年始は休業させていただきます)
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

(170517S) (2016年7月承認) GB16B010391 (21-622)